

岡山県事務処理規則等の一部を改正する規則 岡山県牛窓ヨットハーバー条例施行規則の一部を改正する規則 (以上県例規集登載)		目次	岡山県公報
			発行 岡山県
航空企画推進課 港湾課		担当課(室)	
			目次
			担当課(室)

◎岡山県規則第五十九号

岡山県事務処理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆太

岡山県事務処理規則等の一部を改正する規則

(岡山県事務処理規則の一部改正)

第一条 岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

[illegible]

(岡山県岡山空港条例施行規則の一部改正)

第二条 岡山県岡山空港条例施行規則（昭和六十三年岡山県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、旅客取扱施設等の運用時間は、午前六時から午後十時までとする。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者（条例第四条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて臨時に旅客取扱施設等の運用時間を変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨をインターネットの利用その他の方法によつて公示するものとする。

第三条第一項中「第四条」を「第六条」に、「施設の」を「施設（旅客取扱施設等を除く。以下同じ。）の」に改める。

第四條中「第五條第一項」を「第七條第一項」に改める。

第五條中「第六條第一項ただし書」を「第八條第一項ただし書」に改める。

第六条第一項中「第十条第二項第二号」を「第十二条第二項第二号」に、「第十一条第一項」を「第十三条第二項」に改める。

第七条第一項中「第十一条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

第八条中「第十三条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第九条中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第十条中「第十五条」を「第十八条」に改める。

第十六条第一項中「第二十二条第二号」を「第二十六条第二号」に改め、同項第一号中「に規定する」を「の規定により交付を受けた」に改め、同条を第二十条とし、第十五条を第十九条とする。

第十四条中「第二十一条第三項」を「第二十五条第三項」に改め、同条を第十八条とする。

第十三条中「第二十一条第三項」を「第二十五条第三項」に改め、同条を第十七条とする。

第十二条中「第二十一条第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同条を第十六条とする。

第十一条中「第二十一条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第十五条とし、第十条の次に次の四条を加える。

（利用等の許可の申請）

第十一条 条例第十九条第一項の規定により同項各号に定める行為の許可又は許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は、指定管理者が知事の承認を受けて定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（利用者等の遵守事項）

第十二条 条例第十九条第一項の許可を受けた者（以下この条、次条及び第十四条において「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。利用者の行う催物等のために入場する者も、同様とする。

一 旅客取扱施設等に変更を加え、又は特別の設備を設けないこと。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

二 利用の許可を受けた目的以外に旅客取扱施設等を利用し、又は許可を受けた行為以外の行為をしないこと。

三 利用の許可を受けた旅客取扱施設等以外の旅客取扱施設等を利用しないこと。

四 火災、盗難、人身事故その他事故の防止に努めること。

五 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指示した事項

（損壊の届出等）

第十三条 利用者は、旅客取扱施設等を損壊し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出てその指示に従わなければならない。

（利用等の終了の届出）

第十四条 利用者は、旅客取扱施設等の利用又は許可を受けた行為を終了したときは、速やかに指定管理者に届け出なければならない。

本則に次の二条を加える。

（利用料金の減免）

第二十一条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて定める基準に基づき利用料金（条例第二十七条第一項に規定する利用料金をいう。次項において同じ。）を減免することができる。

2 利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が知事の承認を受けて定める利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。
（その他）

第二十二条 この規則に定めるもののほか、空港の管理に関し必要な事項は、別に定める。

様式第一号中「第4条」を「第6条」に改める。

様式第二号中「第5条第1項」を「第7条第1項」に改める。

様式第三号中「第6条第1項ただし書」を「第8条第1項ただし書」に改める。

様式第四号中「第10条第1項第2号」を「第12条第1項第2号」に改める。

様式第五号中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改める。

様式第八号中「第11条第2項」を「第13条第2項」に改める。

様式第十一号及び様式第十二号中「第13条第1項」を「第16条第1項」に改める。

様式第十三号中「第14条第1項」を「第17条第1項」に改める。

様式第十四号中「第15条」を「第18条」に改める。

様式第十五号中「第11条関係」を「第15条関係」に、「第21条第1項」を「第25条第1項」に改める。

様式第十六号中「第12条関係」を「第16条関係」に、「第21条第2項」を「第25条第2項」に改める。

様式第十七号中「第13条関係」を「第17条関係」に、「第21条第3項」を「第25条第3項」に改める。

（指定管理者の指定の申請等に関する規則の一部改正）

第三条 指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第百三十四号）の一部を次のように改正する。

岡山県吉備高原都市センター区広場条例（平成四年岡山県条例第五号）	第二条	第十条
----------------------------------	-----	-----

別表中

を

岡山県吉備高原都市センター区広場条例（平成四年岡山県条例第五号）		第二条	第十条
岡山県岡山空港条例（昭和六十二年岡山県条例第二十九号）		岡山県岡山空港条例の一部を改正する条例（令和八年岡山県条例第七十八号）第二条の規定による改正後の岡山県岡山空港条例第四条	第二十四条

に改める。

第四条 指定管理者の指定の申請等に関する規則の一部を次のように改正する。

「岡山県岡山空港条例の一部を改正する条例（令和八年岡山県条例第七十八号）第二条の規定による改正後の岡山県岡山空港条例第四条」を「第四条」に、「第二十四条」を「第二十九条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第三条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第二条の規定による改正後の岡山県岡山空港条例施行規則第二十一条第一項の規定による承認は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。

（経過措置）

3 この規則による改正前の岡山県岡山空港条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第六十号

岡山県牛窓ヨットハーバー条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和八年十月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県牛窓ヨットハーバー条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県牛窓ヨットハーバー条例施行規則（昭和六十二年岡山県規則第四十四号）の
部を次のように改正する。

第六条第二項中「ヨット」の下に「又はモーターボート」を加える。

附 則

この規則は、令和九年一月四日から施行する。